3～12　［略］

（義務船舶局の無線設備の機器）

第二十八条　法第三十三条の規定により船舶及び航行区域の区分に応じて義務船舶局の無線設備に備えなければならない機器は、次のとおりとする。ただし、当該義務船舶局のある船舶の船体の構造その他の事情により当該機器を備えることが困難であると総合通信局長が認めるものについては、この限りでない。

［一・二　略］

三　A一海域、A二海域及びその他の海域を航行する船舶の義務船舶局にあつては、次の機器

(1)　送信設備及び受信設備の機器

［㈠　略］

㈡　中短波帯の無線設備（デジタル選択呼出装置及び無線電話による通信が可能なものに限る。）の機器　一台

［(2)・(3)　略］

(4)　その他の機器

［㈠～㈢　略］

㈣　中短波帯のデジタル選択呼出専用受信機　一台

［㈤・㈥　略］

［2～6　略］

7　第一項第三号の船舶であつて、総務大臣が別に告示するインマルサット人工衛星局の通信圏を超えて航行するもの（船舶安全法（昭和八年法律第十一号）の規定により第十二条第五項第二号に規定する船舶地球局のうち一、六二一・三五MHzから一、六二六・五MHzまでの周波数の電波を使用する無線設備を備えるものを除く。）の義務船舶局は、中短波帯及び短波帯（四MHzを超え二六・一七五MHz以下の周波数帯をいう。以下この項及び第三十二条の十において同じ。）の無線設備（デジタル選択呼出装置及び無線電話が可能なものに限る。）の機器及び中短波帯及び短波帯のデジタル選択呼出専用受信機を備えなければならない。

8　前項の場合において、その義務船舶局には、第一項第三号の(1)の㈡及び(4)の㈣の機器を備えることを要しない。

4～13　［同上］

（義務船舶局の無線設備の機器）

第二十八条　［同上］

［一・二　同上］

三　［同上］

(1)　［同上］

［㈠　同上］

㈡　中短波帯及び短波帯（四MHzを超え二六・一七五MHz以下の周波数帯をいう。以下この条及び第三十二条の十において同じ。）の無線設備（デジタル選択呼出装置、無線電話及び狭帯域直接印刷電信装置による通信（国際航海に従事しない船舶の義務船舶局の場合にあつては、デジタル選択呼出装置及び無線電話による通信とする。）が可能なものに限る。）の機器　一台

［(2)・(3)　同上］

(4)　［同上］

［㈠～㈢　同上］

㈣　中短波帯及び短波帯のデジタル選択呼出専用受信機　一台

［㈤・㈥　同上］

［2～6　同上］

7　第一項第三号の義務船舶局であつて、その義務船舶局のある船舶にインマルサット船舶地球局のインマルサットC型又は第十二条第六項第二号に規定する船舶地球局のうち一、六二一・三五MHzから一、六二六・五MHzまでの周波数の電波を使用する無線設備を備えるものは、第一項の規定にかかわらず、第一項第三号の(1)の㈡及び(4)の㈣の機器を備えることを要しない。ただし、インマルサット船舶地球局のインマルサットC型の無線設備を備えるものであつて、総務大臣が別に告示するインマルサット人工衛星局の通信圏を超えて航行する船舶の義務船舶局の場合は、この限りでない。

8　前項の場合において、その義務船舶局には、第一項第二号の(1)の㈡及び(4)の㈣の機器を備えなければならない。